

新しいステーブルコイン規制の概要  
～令和4年資金決済法等改正法・FATF 勧告対応法の施行を踏まえて～

執筆者:

E-mail✉ [芝 章浩](#)E-mail✉ [水井 大](#)

## 目次

1.	ステーブルコイン規制の創設	1
2.	ステーブルコイン規制の全体像	2
3.	電子決済手段の定義	3
(1)	電子決済手段の全体像	3
(2)	1号・2号電子決済手段	5
(3)	3号電子決済手段(特定信託受益権)	7
(4)	4号電子決済手段	7
4.	電子決済手段の発行及び償還に関する規制(発行者規制)	8
(1)	銀行等	8
(2)	資金移動業者	8
(3)	特定信託会社	9
(4)	外国の発行者	10
(5)	前払式支払手段の発行者	10
5.	電子決済手段等取引業等及び電子決済等取扱業に係る規制(仲介者規制)	11
(1)	定義	11
(2)	参入規制	12
(3)	行為規制	14
(4)	犯収法上の規制	17
(5)	外為法上の規制	19

## 1. ステーブルコイン規制の創設

ステーブルコインに関する規制を巡っては、これまで国内外で様々な議論がなされてきましたが、本邦では、各国に先駆けてステーブルコインに関する包括的な制度整備が行われ、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第61号。以下「**令和4年資金決済法等改正法**」といいます。)が2022年6月3日に成立、同月10日に公布され、2023年6月1日に施行されました<sup>1</sup>。さらに、「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第97号。以下「**FATF 勧告対応法**」といいます。)が2022年12月2日に成立し、同月9日に公布され、関連する事業者に対するマネー・ローンダリング対策(AML)、テロ資金供与対策(CFT)及び拡散金融

<sup>1</sup> 令和4年資金決済法等改正法及び関連する資料については、[金融庁ウェブサイト「国会提出法等」](#)を参照。

対策(CPF)に関する規制強化が行われ、一部を除き、2023年6月1日に施行されました。

これらの改正により、ステーブルコインが、NFT マーケットプレイス、メタバースその他さまざまな場面における、NFT、暗号資産、セキュリティトークン等のあらゆるオンチェーン・アセットの取引に伴う決済手段として活用され、相互運用性や DVP(delivery versus payment)が確保されたシームレスな決済が実現することが期待されます。

このニュースレターでは、電子決済手段に関する規制の概要について、2023年5月26日に公表されたパブリックコメントの回答<sup>2</sup>も踏まえ、最新の情報を概説します。

なお、関連する当事務所のニュースレターとして、①令和4年資金決済法等改正法のうち金融機関等による取引モニタリング等の共同化に関するもの<sup>3</sup>、②令和4年資金決済法等改正法のうち(高額)電子移転可能型前払式支払手段に関する規制強化に関するもの<sup>4</sup>、③FATF 勧告対応法の全体像に関するもの<sup>5</sup>も、適宜ご参照ください。

## 2. ステーブルコイン規制の全体像

ステーブルコインにはさまざまなものが含まれますが、日本法の規制の観点からは、デジタルマネー類似型(法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの及びこれに準ずるもの)と暗号資産型(それ以外。アルゴリズム型など。)に大別され、前者は「電子決済手段」として、後者は「暗号資産」(場合によっては金融商品取引法(以下「**金商法**」といいます。))上の「有価証券」として、規制を受けます。

令和4年資金決済法等改正法においては、それまで規制が不十分であったデジタルマネー類似型のステーブルコインを「電子決済手段」として定義し、制度整備を図っています(その概要は、【図表1】参照)。さらに、FATF 勧告対応法において AML/CFT/CPF 規制の強化が行われています。

より具体的には、資金決済に関する法律(以下「**資金決済法**」といいます。))において、電子決済手段の流通に関わる仲介者について、資金移動業者の発行するデジタルマネーの移転に関わる仲介者とともに電子決済手段等取引業者として業者規制を導入するとともに、発行者についても、特に信託受益権の形式の電子決済手段について、業者規制を含め一定の制度整備を行っています。併せて、銀行法、協同組合による金融事業に関する法律及び信用金庫法において、銀行、信用協同組合又は信用金庫の発行するデジタルマネーの移転に関わる仲介者についても、同様の業者規制を導入しています。

また、これらの業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「**犯収法**」といいます。))上の AML/CFT 規制の対象とされるとともに、外国為替及び外国貿易法(以下「**外為法**」といいます。))に基づく経済制裁に関する規制の対象とされています。

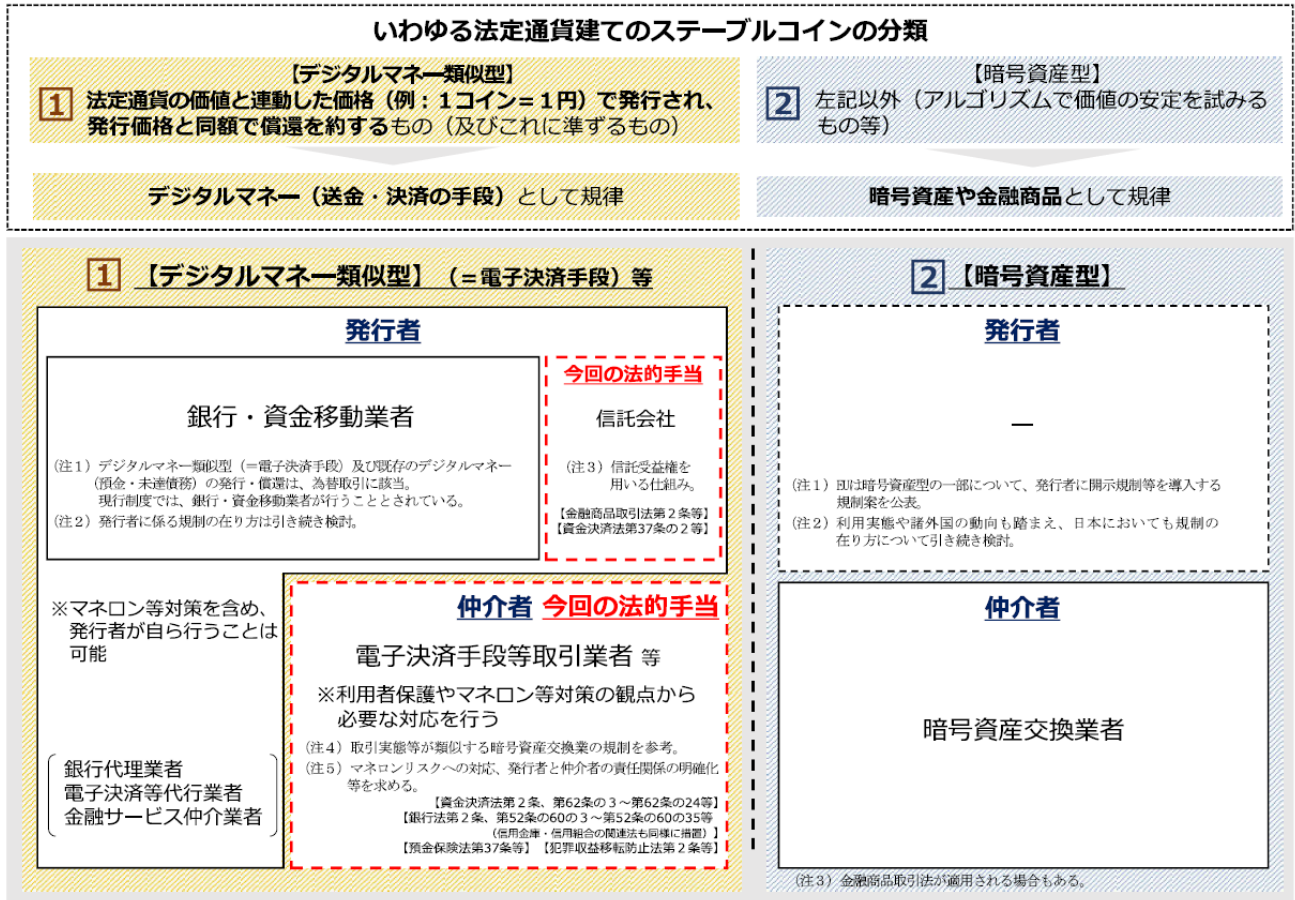
<sup>2</sup> [金融庁「令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について」\(令和5年5月26日\)別紙1「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方\(電子決済手段等関係\)」\(以下「\*\*パブコメ回答\*\*」といいます。\)\)](#)

<sup>3</sup> [五十嵐チカ=水井大「為替取引分析業に関する概説：パブコメを踏まえて\(2023年1月25日号\)」西村あさひ法律事務所金融ニュースレター2023年1月25日号](#)。ただし、パブリックコメントの結果が公表される前のものである点につきご注意ください。

<sup>4</sup> [芝章浩=水井大=吉見洋人「電子移転可能型前払式支払手段に関する規制の整備～パブコメを踏まえて～\(2023年1月31日号\)」西村あさひ法律事務所金融ニュースレター2023年1月31日号](#)。ただし、パブリックコメントの結果が公表される前のものである点につきご注意ください。

<sup>5</sup> [五十嵐チカ=芝章浩「FATF 勧告対応法の概要－マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る国際基準対応に向けた法改正」西村あさひ法律事務所金融ニュースレター2022年12月27日号](#)。ただし、政省令等の案がパブリックコメントに付される前のものである点につきご注意ください。

【図表 1:令和 4 年資金決済法等改正法における電子決済手段等に関する制度整備の概要<sup>6)</sup>】  
電子決済手段等への制度的対応



### 3. 電子決済手段の定義

#### (1) 電子決済手段の全体像

資金決済法では、デジタルマネー類似型のステーブルコインが「電子決済手段」として定義されました。電子決済手段には資金決済法2条5項1号から4号までに掲げる4種類があり、これらは一般に、それぞれ1号電子決済手段、2号電子決済手段、3号電子決済手段及び4号電子決済手段と呼ばれています。これらの定義の全体像は【図表 2-1】のとおりに整理することができます<sup>7)</sup>。参考として、暗号資産の定義も【図表 2-2】のとおりに整理しておりますので、併せてご参照ください<sup>8)</sup>。

<sup>6)</sup> 金融庁「説明資料:安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」(2022年3月)6頁より。

<sup>7)</sup> 資金決済法2条5項～9項、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(以下「電子決済手段等府令」といいます。)2条、3条、附則2条、金融庁「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係)(以下「電子決済手段等事務ガイドライン」といいます。)-1-1③。

<sup>8)</sup> 資金決済法2条14項、6項、7項、金融庁「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係)(以下「暗号資産事務ガイドライン」といいます。)-1-1③。

【図表 2-1: 電子決済手段の定義の全体像】

電子決済手段の種類	1号電子決済手段	2号電子決済手段	3号電子決済手段 (特定信託受益権)	4号電子決済手段
定義	電子機器その他の物に電子的方法により記録されている財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの <sup>9</sup>		電子機器その他の物に電子的方法により記録されている財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるものに表示 <sup>10</sup>	・1号・2号電子決済手段と同じ
	通貨建資産 <sup>11</sup>		(当然に通貨建資産)	(通貨建資産であることは要件でない)
	・物品等 <sup>12</sup> の購入・借受け又は役務の提供の代価の弁済のために不特定の者に対して使用が可能、かつ ・不特定の者を相手方として購入及び売却が可能	・不特定の者を相手方として1号電子決済手段と相互に交換が可能(1号電子決済手段と同等の経済的機能を含む。)	・金銭信託の受益権、かつ ・信託財産の全部が表示通貨と同じ通貨の一定の要求払い預貯金により管理	・1号電子決済手段と同じ、かつ ・金融庁長官が指定(現状指定なし)
	以下に該当するものを除く。 ・3号電子決済手段(特定信託受益権) ・金商法上の有価証券 ・電子記録債権 ・無償ポイント <sup>13</sup> ・前払式支払手段(2025年6月からは以下に該当するものに限る。) ・残高譲渡型前払式支払手段 <sup>14</sup> ・番号通知型前払式支払手段 <sup>15</sup> ・移転を完了するためにその都度発行者の承諾その他の関与を要するもの		(備考) ・3号電子決済手段(特定信託受益権)は金商法上の有価証券の定義から除外 <sup>16</sup> 。	以下に該当するものを除く。 ・1号電子決済手段 ・3号電子決済手段(特定信託受益権) (備考) ・通貨建資産ではない4号電子決済手段は暗号資産の定義から除外 <sup>17</sup> 。

<sup>9</sup> ブロックチェーン技術又は分散台帳技術が用いられているものが想定されていますが、必ずしもこれらの技術を用いたものに限られるわけではない点に留意を要します。なお、「財産的価値」という用語の意味については次の脚注もご参照ください。

<sup>10</sup> 資金決済法の定義上は「受益権(…財産的価値…に表示される場合に限る。)」とあり、同様の表現は、金商法上の「電子記録移転権利」(金商法2条2項)及び「電子記録移転有価証券表示権利等」(金融商品取引法等に関する内閣府令(以下「**金商業等府令**」)といひます。)1条17号、金商法29条の2第1項8号、金商業等府令6条の3)の定義にも用いられています。これらの表現においては、例えばブロックチェーン上のデジタル・トークンに(受益権などの)権利が紐付いていることを想定した場合には、当該権利ではなく、当該デジタル・トークンのほうが「財産的価値」と呼ばれており、法令における「財産的価値」の用語法には混乱があるものと考えられます。なお、「表示」の解釈については、「電子記録移転権利」の定義の解釈に関するものですが、金融庁企画市場局「金融商品取引法等に関する留意事項について(金融商品取引法等ガイドライン)」2-2-2が参考となるものと考えられます。

<sup>11</sup> 本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行等(=債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの)が行われることとされている資産をいうものと定義され、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなすものとされています(資金決済法2条7項)。

<sup>12</sup> 物品その他の財産的価値(本邦通貨及び外国通貨を除きます。)をいうものと定義されています(資金決済法2条6項)。そのため、物品(動産)に限らず、法定通貨以外のあらゆる財産的価値が含まれます。

<sup>13</sup> 「対価を得ないで発行される財産的価値であって、当該財産的価値を発行する者又は当該発行する者が指定する者から物品等を購入し、若しくは借受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの」を指します。

<sup>14</sup> 前払式支払手段に関する内閣府令(以下「**前払式支払手段府令**」)といひます。)1条3項4号。

<sup>15</sup> 前払式支払手段府令1条3項5号。

<sup>16</sup> 金商法2条2項柱書及び1号、金融商品取引法施行令(以下「**金商法施行令**」)といひます。)1条の2第1号、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(以下「**定義府令**」)といひます。)4条の2。

<sup>17</sup> 資金決済法2条14項。



該当しないものの例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定通貨(強制通用力のあるトークン型中央銀行デジタル通貨(CBDC)など)</li> <li>・暗号資産</li> <li>・金商法上の有価証券(電子記録移転有価証券表示権利等)</li> <li>・電子記録債権</li> <li>・前払式支払手段(2025年6月からは以下に該当するものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・残高譲渡型前払式支払手段</li> <li>・番号通知型前払式支払手段</li> <li>・移転を完了するためにその都度発行者の承諾その他の関与を要するもの</li> </ul> </li> <li>・銀行等<sup>18</sup>又は資金移動業者が発行するデジタルマネー(銀行等が発行する預金債権又は資金移動業者が発行する未達債務<sup>19</sup>に係る債権であって電子的に移転可能なもの)であって、その発行者が犯収法に基づく取引時確認をした者によりのみ移転を可能とする技術的措置が講じられており、かつ、移転の都度発行者の承諾その他の関与が必要となるもの(基本的には該当しないとされる)<sup>20</sup></li> </ul>
-----------	---

【図表 2-2: 暗号資産の定義(参考)】

暗号資産の種類	1号暗号資産	2号暗号資産
定義	電子機器その他の物に電子的方法により記録されている財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの 通貨建資産を除く。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品等の購入・借受け又は役務の提供の代価の弁済のために不特定の者に対して使用が可能</li> <li>・不特定の者を相手方として購入及び売却が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定の者を相手方として1号暗号資産と相互に交換が可能(1号暗号資産と同等の経済的機能を含む。)</li> </ul>
	次に該当するものを除く。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本邦通貨及び外国通貨</li> <li>・電子決済手段(通貨建資産に該当するものを除く。)</li> <li>・電子記録移転有価証券表示権利等を表示するもの</li> </ul>	
該当しないものの例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定通貨(強制通用力のあるトークン型中央銀行デジタル通貨(CBDC)など)</li> <li>・電子決済手段</li> <li>・為替取引に用いられるデジタルマネー</li> <li>・金商法上の有価証券(電子記録移転有価証券表示権利等)</li> <li>・電子記録債権</li> <li>・前払式支払手段</li> </ul>	

## (2) 1号・2号電子決済手段

1号電子決済手段及び2号電子決済手段(以下「1号・2号電子決済手段」と総称します。)の定義は、それぞれ、暗号資産の定義<sup>21</sup>を参考として定められており、これらの解釈が参考になるものと考えられます。

1号・2号電子決済手段に該当することが想定されているものは、概要、通貨建資産たるトークンであって、支払手段としての機能を有し、市場で取引されるものです。

### (i) 前払式支払手段と電子決済手段

従前より、前払式支払手段の形態で払戻し約束のないステーブルコインを発行する例がみられましたが、そのような前払式支払手段は1号・2号電子決済手段に該当する場合があるため、留意を要します。

<sup>18</sup> 銀行その他の預貯金取扱金融機関をいいます。以下同じ。

<sup>19</sup> (資金決済法43条2項及び資金移動府令11条6項により定義される「未達債務の額」とは異なり)「未達債務」という用語は法令や事務ガイドラインにおいて定義されていませんが、資金移動業者の行う為替取引に関する債務を指す趣旨と考えられます。このニューズレターにおいても、以下、このような意味で「未達債務」という用語を用います。

<sup>20</sup> 電子決済手段等事務ガイドライン1-1-1②(注1)。

<sup>21</sup> 資金決済法2条14項。

前払式支払手段のうち、1号・2号電子決済手段の定義から除外されるものは、(i)残高譲渡型前払式支払手段、(ii)番号通知型前払式支払手段のほか、(iii)その移転を完了するためにその都度当該前払式支払手段を発行する者の承諾その他の関与を要する前払式支払手段に限定されます<sup>22</sup>。この点(iii)については、どの程度の関与を要するかは明確ではありません<sup>23</sup>。これを踏まえ、発行者がブロックチェーン等の基盤を利用して不特定の者に対して流通可能な仕様で発行し、発行者や加盟店以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利用できる前払式支払手段など、移転を完了するためにその都度発行者の承諾その他の関与を要しない前払式支払手段については、電子決済手段に該当するものとされています<sup>24</sup>。

また、前払式支払手段発行者は、電子決済手段に該当する前払式支払手段を発行しないよう適切な措置を講じることが義務付けられています<sup>25</sup>。これを踏まえ、金融庁は、電子決済手段等取引業者も、そのような前払式支払手段を電子決済手段として取り扱うことは適切ではないものとしています<sup>26</sup>。そのため、いわゆる適用除外前払式支払手段<sup>27</sup>に該当する電子決済手段を発行することは禁止されていないものの、電子決済手段等取引業者により取り扱われない(したがって、国内においては流通市場が許容されない)点に留意を要します。

もっとも、既に前払式支払手段の形態で発行されている電子決済手段もあることから、経過措置により、2025年5月末日までは、全ての前払式支払手段は1号・2号電子決済手段の定義から除外されます<sup>28</sup>。

## (ii) 銀行等・資金移動業者の発行するデジタルマネーと電子決済手段

銀行等又は資金移動業者が発行するデジタルマネー(銀行等が発行する預金債権又は資金移動業者が発行する未達債務に係る債権であって電子的に移転可能なもの)であって、その発行者が犯収法に基づく取引時確認をした者にのみ移転を可能とする技術的措置が講じられており、かつ、移転の都度発行者の承諾その他の関与が必要となるものは、基本的には「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる」という要件を満たさず電子決済手段に該当しないものとされています<sup>29</sup>。

その理由は明確には述べられていませんが、ここで想定されているのは、犯収法に基づく取引時確認が必要な関係にある者(すなわち、銀行等と「預金」の受入れを内容とする契約の締結)<sup>30</sup>を行った預金者又は資金移動業者と「為替取引」「を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結」を行った利用者)の間のデジタルマネーを用いた送金について、送金人から送金指図を受けた銀行等又は資金移動業者が、送金人の預金又は未達債務の残高を減額し、受取人の預金又は未達債務の残高を増額する形で移転させる構成(いわゆる「消滅・発生構成」<sup>31</sup>)と考えられます。このようなデジタルマネーにおいては、預金債権又は未達債務に係る債権は売買ではなく発行者の関与の下での消滅及び発生によって移転がなされることから、たとえ「不特定」との要件を満たすときであっても<sup>32</sup>、「購入及び売却を行うことができる」との要件を満たさず、1号電子決済手段及び4号電子決済手段には該当せず、同様に「交換を行うことができる」にも該当しないものとして2号電子決済手段しないものと想定されているのではないかと考えられます。また、消滅・発生構成のように移転には発行者の関与が必要となる場合には、流通における仲介者の果たす役割が異なるため、後記5(1)(i)ウ及び(ii)に述べるとおり、仲介者規制上、電子決済手段の場合(電子決済手段関連業

<sup>22</sup> 電子決済手段等府令2条2項。

<sup>23</sup> パブコメ回答3頁以下(No.12)。

<sup>24</sup> 電子決済手段等事務ガイドライン1-1-1②(注1)。

<sup>25</sup> 前払式支払手段府令23条の3第3号。

<sup>26</sup> 電子決済手段等事務ガイドライン1-1-2-3(1)(注)。

<sup>27</sup> 資金決済法4条、資金決済に関する法律施行令(以下「資金決済法施行令」といいます。)4条。

<sup>28</sup> 電子決済手段等府令附則2条。

<sup>29</sup> 電子決済手段等事務ガイドライン1-1-1(注1)。

<sup>30</sup> 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(以下「犯収法施行令」といいます。)7条1項1号イ。

<sup>31</sup> デジタルマネーにおける消滅・発生構成については、日本銀行金融研究所「デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会」報告書「デジタルマネーの権利と移転」10頁以下を参照。

<sup>32</sup> トークンの移転先が犯収法に基づく取引時確認を行った者に限られている場合であっても、当該者が継続的に入れ替わることが合理的に見込まれる場合には、「不特定」との要件を充足する可能性があるものと考えられます(金融庁「[事務ガイドライン\(第三分冊:金融会社関係\)](#)」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果について(別紙1)「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」1頁以下(No.3))。

務)とは異なる位置付け(4号業務や電子決済等取扱業)を与える必要があるため、電子決済手段の定義に含めない形となっているのではないかと考えられます。

他方、(私法上どのように構成すべきかという問題はありますが、)銀行等又は資金移動業者の行行為替取引において、これらに対する金銭債権を当該銀行等又は資金移動業者の関与なく電子的に移転すること可能な場合(いわばデジタル版の為替証書が発行される場合)には、「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる」という要件を満たすものと考えられます(ただし、後記4(1)参照)。

### (3) 3号電子決済手段(特定信託受益権)

3号電子決済手段(特定信託受益権)として想定されているのは、概要、トークンに表示される金銭信託<sup>33</sup>の受益権であって、信託財産の全部が表示通貨と同じ通貨の一定の要求払い預貯金により管理されるものです<sup>34</sup>。特定信託受益権に該当するものとして想定されているものは、信託の受託者(国内であれば、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「兼営法」といいます。))に基づき信託業務の兼営の認可を受けた銀行等(以下「信託業務兼営金融機関」といいます。))又は信託業法に基づき免許若しくは登録を受けた信託会社若しくは外国信託会社が、信託の引受けに際して金銭(法定通貨)を信託財産として受け入れるとともに、信託財産の全部を当該法定通貨建の要求払い預貯金により管理し、当該信託の受益権を表示するトークンを保有する受益者の要求に応じて当該信託の一部)解約として金銭(法定通貨)の支払を行うという仕組みを用いて為替取引を行う場合における当該信託受益権と考えられます<sup>35</sup>。

なお、特定信託受益権は、金商法上の「有価証券」の定義から除外されていますので、金商法上の開示規制や業規制、不公正取引規制は適用されません<sup>36</sup>。

### (4) 4号電子決済手段

4号電子決済手段は、代価の弁済のために使用することができる範囲、利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官によって指定されるものとされていますが、現状、特に指定はされていません。

4号電子決済手段は通貨建資産であることは要件とされており、本来であれば暗号資産の定義に該当するもの(アルゴリズム型ステーブルコインなど)が想定されているものと考えられます。なお、暗号資産に該当するあるトークンが4号電子決済手段に指定されると、当該トークンは暗号資産の定義から除外されます<sup>37</sup>。「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる」という要件があることから、消滅・発生構成のものは想定されていないものと考えられます。

また、4号電子決済手段のうち、その価格の変動その他の事情を勘案して金融庁長官がさらに指定するものは、金商法上の「金融商品」の一種である「暗号等資産」に該当するものとして、暗号資産と同じ取扱いを受けます<sup>38</sup>。

<sup>33</sup> 金銭信託とは、一般に、信託を引き受ける際に金銭を信託財産として受け入れる信託(金銭の信託)のうち、元本たる信託財産を受託させる場合に金銭をもって給付することが約定されているものをいいます。そのため、当然に通貨建資産に該当するものと考えられます。

<sup>34</sup> 資金決済法2条9項、電子決済手段等府令3条。

<sup>35</sup> 定義上、「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる」という要件がないため、いわゆる消滅・発生構成も排除されていないものと思われるが、後記5(1)(i)(ウ)及び(ii)に述べるとおり、そのような特定信託受益権については仲介者の規制が整備されていません。日本法上の信託受益権については、その譲渡制限の定めについてはいわゆる物権的効力が認められることから(信託法93条2項。他方、債権の譲渡制限の意思表示についてはこのような効力は否定されています。民法466条2項。)、デジタル・トークンの移転による方法を用いない信託受益権の譲渡を禁止し、かつ、第三者対抗要件の具備を連動させることで、デジタル・トークンの移転と信託受益権の譲渡を安定的に連動させることが可能なため、消滅・発生構成を用いることが想定されていないと考えられます。

<sup>36</sup> 金商法2条2項柱書及び1号、金商法施行令1条の2第1号、定義府令4条の2。

<sup>37</sup> 資金決済法2条14項。

<sup>38</sup> 金商法2条3号の2。なお、暗号等資産に該当する4号電子決済手段以外の電子決済手段についても金商法上の「金融商品」に該当するものとされ(金商法2条24項2号、金融商品取引法施行令1条の17)、したがって、電子決済手段を原資産とし、若しくは電子決済手段の価格若しくは利率等(金商法2条21項4号)若しくはこれらに基づいて算出した数値を参照指標とするデリバティブ取引については、金商法上の「デリバティブ取引」(金商法2条20項)に該当するものとして、同法の規制が及ぶこととなります。



## 4. 電子決済手段の発行及び償還に関する規制(発行者規制)

通貨建資産である電子決済手段について、発行価格と同額での償還を約束して発行することは「為替取引」<sup>39)</sup>に該当するものと考えられます。そのため、通貨建資産である電子決済手段について発行価格と同額での償還を約束して発行する業務を日本国内において又は日本国内に居住する者に対して行うには、以下のとおり、為替取引としての一定の規制に服します<sup>40)</sup>。

### (1) 銀行等

銀行等(銀行、長期信用銀行、株式会社商工中央金庫及び協同組織金融機関)は、いずれも為替取引を業として行うことが可能です<sup>41)</sup>。電子決済手段の発行により為替取引を行うことに関しては特別の追加の参入規制は定められていません。

しかしながら、金融庁は、銀行による電子決済手段の発行及び電子決済手段等取引業者による銀行発行の電子決済手段の取扱いについて、消極的な立場を示しており<sup>42)</sup>。そのため、銀行等による電子決済手段の発行については、特定信託受益権の発行による場合を除き、行為規制が整備されていません。

そのため、銀行等が電子決済手段を発行する場合には、信託業務兼営金融機関として、3号電子決済手段(特定信託受益権)を発行する方法により行うことが考えられます。特定信託受益権の発行により為替取引を行う場合、一定の情報提供義務、説明義務を含む特別の行為規制に服することとなります<sup>43)</sup>。なお、信託業務兼営金融機関については、犯収法上、特定信託受益権の移転により受益者となった者については、原則として取引時確認義務を負わないものとされています<sup>44)</sup>。

当然ながら、銀行等が、電子決済手段に該当しない、消滅・発生構成のデジタルマネーを発行することは妨げられません。

### (2) 資金移動業者

資金移動業者は、銀行等ではありませんが、為替取引を業として営むこと(資金移動業)が可能です<sup>45)</sup>。電子決済手段の発行による為替取引を行う場合には、事前届出が求められます<sup>46)</sup>。

現実的な選択肢は、第二種資金移動業として、電子決済手段(1号電子決済手段)の発行による為替取引を行う場合と考えられますが<sup>47)</sup>、【図表3】に記載の送金上限規制<sup>48)</sup>及び滞留規制<sup>49)</sup>に服する点に留意を要します。

<sup>39)</sup> 「為替取引」については法令上の定義はありませんが、判例上、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること」とされています(最決平成13年3月12日刑集55巻2号97頁)。

<sup>40)</sup> 他方、国外において非居住者に対して電子決済手段を発行する場合には、基本的に日本法の規制は及ばないものと考えられます。

<sup>41)</sup> 銀行の場合は、銀行法2条2項2号、4条1項。

<sup>42)</sup> 銀行法施行規則13条の6の9、パブコメ回答2頁以下(No.8)、23頁(No.64)。

<sup>43)</sup> 兼営法施行規則22条10項～16項、金融庁「信託会社等に関する総合的な監督指針」11-9。

<sup>44)</sup> 犯収法4条、犯収法施行令7条1項1号二。

<sup>45)</sup> 資金決済法2条2項、3項、37条。

<sup>46)</sup> 資金決済法41条3項、資金移動業府令9条の9第5号、10条1項3号。電子決済手段の発行による為替取引を行っている場合にあっては、発行する電子決済手段の変更も同様に事前届出が求められます(資金決済法41条3項、資金移動業府令9条の9第5号、10条1項3号)。

<sup>47)</sup> 第一種資金移動業には、送金額の一律の上限はありませんが、厳格な滞留規制が課されており、移動する資金の額、資金を移動する日又は資金の移動先が明らかでない為替取引に関する債務を負担することは禁止されていますので(資金決済法51条の2第1項)、第一種資金移動業として電子決済手段を発行することはできないものと考えられます。他方、第三種資金移動業は、1件当たりの送金額の上限が5万円であり、かつ、受け入れ可能な利用者資金が5万円に限定されていますので(資金決済法51条の3、資金決済法施行令17条の2)、現実的な選択肢となりにくいものと考えられます。

<sup>48)</sup> 資金決済法36条の2第2項、資金決済法施行令12条の2第1項、金融庁「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係14 資金移動業者関係)(以下「資金移動業事務ガイドライン」といいます。))IV-2(2)。

<sup>49)</sup> 資金決済法51条、資金移動業府令30条の2第2項、3項、資金移動業事務ガイドラインII-2-2-1-1(6)、IV-1(注)、IV-2(1)。



【図表 3: 電子決済手段の発行に係る第二種資金移動業における送金上限規制及び滞留規制】

送金上限規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1件当たり送金額の上限は100万円相当額             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 電子決済手段等取引業者が利用者の指図により電子決済手段を移転させる場合(電子決済手段等取引業者が管理しないウォレットに移転する場合を含みます。)、自ら又は電子決済手段等取引業者をして、当該移転の1件当たりの金額が100万円を超えないようにするための措置を講ずる態勢を整備</li> <li>➢ (電子決済手段等取引業者等<sup>50</sup>以外の)利用者に対して電子決済手段を発行する場合も同様に留意</li> </ul> </li> </ul>
滞留規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子決済手段等取引業者が利用者(電子決済手段等取引業者等を除きます。)のために管理する電子決済手段の残高が100万円を超える場合は、当該電子決済手段に係る利用者の資金が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認するための態勢を整備</li> <li>・為替取引に用いられないことがないと認められるものについては当該利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置</li> </ul>

このほか、資金移動業者の行う電子決済手段の発行による為替取引については、一定の情報提供義務、説明義務を含む特別の行為規制に服します<sup>51</sup>。

### (3) 特定信託会社

信託業法に基づき免許又は登録を受けた信託会社又は外国信託会社は、3号電子決済手段(特定信託受益権)を発行する場合には「特定信託会社」と呼ばれ<sup>52</sup>、一定の届出を行えば、特定信託受益権の発行による為替取引(特定信託為替取引)<sup>53</sup>を営むことができます<sup>54</sup>。特定信託会社は、原則として、第二種資金移動業者と同様の送金上限規制(1件あたり100万円相当額以下)が適用されますが、業務実施計画を定めて認可を受けることで、1件あたり100万円相当額を超える資金移動が可能な特定信託受益権を発行することも可能です<sup>55</sup>。

特定信託会社は、資金決済法上、基本的に資金移動業者と同様の行為規制に服することとなります<sup>56</sup>。ただし、特定信託受益権については、その定義上、利用者資金の滞留が想定され、かつ、その保全が図られていることから、資金移動業者としての行為規制で求められる利用者資金の保全義務が重ねて求められるわけではなく、また、滞留規制の対象ともなりません<sup>57</sup>。

特定信託会社については、犯収法上、特定信託受益権の移転により受益者となった者については、原則として取引時確認義務を負わないものとされています<sup>58</sup>。

<sup>50</sup> ①電子決済手段等取引業者(電子決済手段等取引業者とみなされる電子決済手段の発行者(本文後記5(3)(i)参照)を含みます。)、②外国電子決済手段等取引業者又は③電子決済手段を原資産とし、若しくは電子決済手段の価格若しくは利率等(金商法2条21項4号)若しくはこれらに基づいて算出した数値を参照指標とするデリバティブ取引等(金商法33条3項)を業として行う者をいいます(電子決済手段等府令1条2項1号)。以下同じ。

<sup>51</sup> 資金移動業府令29条の2第2項、29条の3、31条5号、資金移動業者ガイドラインII-2-2-1-1(2)(注2)、(3)⑦、(4)、(9)。

<sup>52</sup> 資金決済法2条27項、資金決済法施行令2条の2。

<sup>53</sup> 資金決済法2条28項。

<sup>54</sup> 資金決済法37条の2第1項及び3項。発行する特定信託受益権の変更又はその信託財産の管理を行う預貯金口座に一定の変更がある場合も事前届出が必要です(資金決済法37条の2第2項、41条3項、資金移動業府令3条の3、10条1項1号、2号)。

<sup>55</sup> 資金決済法37条の2第2項、40条の2第1項、資金決済法施行令12条の4、資金移動業府令9条の2～9条の4。

<sup>56</sup> 資金決済法37条の2第2項、42条、49条～51条、51条の4、資金決済法施行令12条の4、資金移動業府令24条～30条、31条、32条、32条の3、32条の4、資金移動業事務ガイドラインVI。

<sup>57</sup> 資金決済法37条の2第2項のみなし適用において、利用者資金の保全措置を定める同法43条～48条、利用者の保護等に関する措置を定める同法51条のうち第二種資金移動業に関する滞留規制に関する部分及び第一種資金移動業に係る滞留規制を定める同法51条の2は対象とされていません。

<sup>58</sup> 注44参照。なお、外国信託会社は犯収法2条2項の特定事業者の定義において明記されていませんが、同項25号の「信託会社」には、外為法22条の2に定義される「信託会社」と同様、外国信託会社を含むものとして解すべきものと考えられます。

#### (4) 外国の発行者

##### (i) 外国銀行

外国銀行(国内支店について銀行免許を有する外国銀行にあつてはその在外本支店)は、国内において為替取引を業として営むことができないのが原則ですが<sup>59</sup>、そのグループの国内拠点たる銀行(又は信用金庫連合会若しくは農林中央金庫)による外国銀行代理業務(為替取引の代理又は媒介)を通じて行う場合は例外として許容されています<sup>60</sup>。

しかしながら、金融庁は外国銀行の在日拠点が日本国内の利用者に対して電子決済手段の発行及び償還の媒介を行うこと及び電子決済手段等取引業者による外国銀行発行の電子決済手段の取扱いについて消極的な立場を示しています<sup>61</sup>。

したがって、当面は、外国銀行が外国銀行代理業務を通じて国内向けに電子決済手段の発行及び償還に関する業務を行うことや、電子決済手段等取引業者が外国銀行が発行する電子決済手段を取り扱うことは困難であるものと考えられます。

##### (ii) 外国銀行以外の発行者

外国銀行以外の外国の事業者が日本国内にある者に対して電子決済手段の発行及び償還を行う事業を営む場合には、①外国資金移動業者である場合は日本において支店を設置して第二種・第三種資金移動業を営む資金移動業者として登録を受けて行い、又は②外国信託業者である場合は日本に支店を設置して当該支店について信託業法に基づき外国信託会社として免許若しくは登録を受け、かつ、資金決済法に基づき特定信託会社として届出を行うことで特定信託受益権の発行という形で行う必要があります<sup>62</sup>。これらの場合には前記(2)及び(3)に述べた規制に服することとなります。

もともと、金融庁は、外国で発行された電子決済手段が国内で流通している場合であっても、電子決済手段の発行者又は第三者により日本国内にある者に対する為替取引の勧誘又は電子決済手段の発行若しくは償還が行われていない場合には、資金移動業者登録は要しないものとしています<sup>63</sup>。

また、法令上の明文の根拠はありませんが、事務ガイドラインによると、金融庁は、解釈上、外国電子決済手段(定義については、後記 5.(3)(ii)参照。以下同じ。)を発行する者が電子決済手段等取引業者等に対して外国電子決済手段の発行又は償還を行う場合については、必ずしも銀行免許や資金移動業者登録は要しないものと整理しているようです<sup>64</sup>。

#### (5) 前払式支払手段の発行者

前記 3.(2)③に述べたとおり、2025 年 6 月以降は、前払式支払手段であっても、一定のもの(残高譲渡型前払式支払手段、番号通知型前払式支払手段その他移転を完了するためにその都度発行者の承諾その他の関与を要するもの)以外のものについては電子決済手段に該当することとなります。

前払式支払手段は原則として払戻しをすることができないため<sup>65</sup>、その発行は為替取引には該当せず、資金決済法上、(適用除外等はあるものの、)自家型発行者としての届出を行い、又は第三者型発行者としての登録を受けたうえで、資金決済法上の前払式支払手段発行者としての規制に服することとなります。しかしながら、前記 3.(2)③に述べたとおり、前払式支払手段発行者は、電子決済手段に該当する前払式支払手段を発行しないよう適切な措置を講じることが義務付けられていますし、また、金融庁は、電子決済手段等取引業者も、そのような前払式支払手段を電子決済手段として取り扱うことは適切ではないものとしていることから、2025 年 6 月以降は前払式支払手段に該当する電子決済手段を発行することは困難となるものと考えられます。

<sup>59</sup> 銀行法 2 条 2 項 2 号、4 条、47 条 1 項。

<sup>60</sup> 銀行法 52 条の 2 の 2。

<sup>61</sup> 銀行法施行規則 34 条の 2 の 33 第 4 号、パブコメ回答 23 頁(No.64)。

<sup>62</sup> 銀行法 2 条 2 項 2 号、4 条、47 条 1 項、52 条の 2 の 2、資金決済法 37 条、62 条の 2。

<sup>63</sup> パブコメ回答 16 頁(No.50)。

<sup>64</sup> 電子決済手段等事務ガイドライン 1-1-2-3(2)③(注 2)。

<sup>65</sup> 資金決済法 20 条 5 項。

## 5. 電子決済手段等取引業等及び電子決済等取扱業に係る規制(仲介者規制)

(a)電子決済手段又は(b)資金移動業者、銀行、信用協同組合若しくは信用金庫の発行する消滅・発生構成のデジタルマネーについては、その仲介者につき、以下に述べるとおり、①資金決済法に基づく電子決済手段等取引業、②銀行法に基づく電子決済等取扱業、③協同組合による金融事業に関する法律に基づく信用協同組合電子決済等取扱業及び④信用金庫法に基づく信用金庫電子決済等取扱業としての規制が整備されています。③及び④は②に準じた形で定められているため、以下では、①及び②について解説します。

### (1) 定義

#### (i) 電子決済手段等取引業

##### (ア) 定義の全体像

資金決済法は、「電子決済手段等取引業」につき、【図表 4】①から④までに掲げる行為のいずれかを業として行うことと定義し、その他関連する用語を定義しています<sup>66</sup>。

【図表 4: 電子決済手段等取引業に該当する行為】

定義語		内容
電子決済手段関連業務	電子決済手段の交換等	① 電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換 ② ①に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
	電子決済手段の管理	③ 他人のために電子決済手段の管理をすること(信託会社、外国信託会社又は信託業務兼営金融機関が信託業法又は兼営法に基づき信託業として行うものを除く。)
定義語なし (以下「4号業務」といいます。)		④ 資金移動業者の委託を受けて、当該資金移動業者に代わって利用者(当該資金移動業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している者に限る。)との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させ、又は減少させること。 イ) 当該契約に基づき資金を移動させ、当該資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させること。 ロ) 為替取引により受け取った資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させること。

#### (イ) 電子決済手段関連業務

電子決済手段関連業務(上記①から③までの業務)は、電子決済手段の流通に関わる業務であり、暗号資産交換業の定義(資金決済法2条15項1号、2号、4号)を参考に定められており、基本的にそれらの解釈が妥当するものと考えられます。

なお、電子決済手段の管理(上記③)については、暗号資産の管理とは異なり、他の法律に基づき規制されるために除外される業務が、信託会社、外国信託会社又は信託業務兼営金融機関が信託業法又は兼営法に基づき信託業として行うものに明確に限定されています。そのため、例えば、信託会社若しくは外国信託会社が法定他業たる財産管理業務<sup>67</sup>として、又は信託業務兼営金融機関が併營業務たる財産管理業務<sup>68</sup>として、電子決済手段の管理を行う場合には、「信託業」に該当しないため、電子決済手段等取引業に該当するものとされるのではないかと考えられます。

<sup>66</sup> 資金決済法2条10項、11項、電子決済手段等府令4条。

<sup>67</sup> 信託業法21条1項、63条2項。

<sup>68</sup> 兼営法1条1項3号。



(ウ) 4号業務

これらに対し4号業務(上記④)は、電子決済手段ではなく、資金移動業者が発行する消滅・発生構成のデジタルマネーを取り扱うことが想定されています。すなわち、利用者間の売買等により直接に移転が行われる電子決済手段とは異なり、消滅・発生構成により、資金移動業者による未達債務の残高の増減という形で利用者間の移転が行われるデジタルマネーについて、資金移動業者の委託を受けた第三者が、当該資金移動業者に代わって利用者との合意に基づいて残高の増加又は減少を行う業務が想定されています。

4号業務に対する規制の整備により、資金移動業者の発行する消滅・発生構成のデジタルマネーについて、発行機能と移転機能の分離(アンバンドリング)が可能となるものと期待されます。

(ii) 電子決済等取扱業

銀行法は、「電子決済等取扱業」を以下【図表5】①又は②の行為を行う営業として定義し、②の行為を「電子決済等関連預金媒介業務」と定義しています<sup>69</sup>。

【図表5: 電子決済等取扱業に該当する行為】

定義語	内容
定義語なし	① 銀行の委託を受けて、当該銀行に代わって当該銀行に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金債権の額を増加させ、又は減少させること。 イ) 当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。 ロ) 為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換
電子決済等関連預金媒介業務	② その行う①に掲げる行為に関して、①の銀行(以下「委託銀行」という。)のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

電子決済等取扱業務のうち上記①の業務は、資金移動業者の場合の4号業務と平行な内容であり、ここでも、電子決済手段ではなく、銀行が発行する消滅・発生構成のデジタルマネーを取り扱うことが想定されています。

また、当該業務を行うにあたって預金口座の開設の媒介が必要になる場合も想定し、これを銀行代理業の許可を受けずに行うことができることを明確化すべく、電子決済等関連預金媒介業務が電子決済等取扱業の定義に含められています。

(2) 参入規制

(i) 電子決済手段等取引業

電子決済手段等取引業を行うには、電子決済手段取引業者として登録を受ける必要があります<sup>70</sup>。もともと、電子決済手段の発行者である銀行等及び資金移動業者がその発行する電子決済手段について営む電子決済手段関連業務については、電子決済手段等取引業者として登録を受ける必要はなく、届出を行うことで足り<sup>71</sup>。

<sup>69</sup> 銀行法2条17項、26項。

<sup>70</sup> 資金決済法2条12項、62条の3。

<sup>71</sup> 資金決済法62条の8第1項。

電子決済手段取引業者の登録については、株式会社又は外国電子決済手段等取引業者<sup>72</sup>(国内に営業所を有し、国内に住所を有する日本における代表者を定めている外国会社に限ります。)であることが求められるなど、一定の登録拒否事由が定められています<sup>73</sup>。

また、電子決済手段関連業務が 4 号業務かは登録事項とされたうえで、それぞれ別個のものとして参入規制が設けられており、新たに他方の業務を行おうとする場合には改めて変更登録を受ける必要があります<sup>74</sup>。変更登録を要する場合以外の登録事項の変更については、電子決済手段関連業務において取り扱う電子決済手段の追加や 4 号業務における委託元の資金移動業者の追加、電子決済手段等取引業の内容又は方法の重要な変更については、事前届出が必要とされています<sup>75</sup>。

## (ii) 電子決済等取扱業

銀行代理業の許可制<sup>76</sup>の例外として、電子決済手段等取引業者として登録を受けると、電子決済手段等取引業を営むことができます<sup>77</sup>。なお、銀行代理業者<sup>78</sup>及び預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者<sup>79</sup>もまた、電子決済手段等取引業を行うことができるのではないかと考えられますが、これらの者については特に行為規制は整備されていません。

電子決済等取扱業者の登録については、株式会社又は外国電子決済等取扱業者<sup>80</sup>(国内に営業所を有し、国内に住所を有する日本における代表者を定めている外国会社に限ります。)であることが求められるなど、一定の登録拒否事由が定められています<sup>81</sup>。

登録事項の変更については、委託銀行の追加や電子決済手段等取引業の内容又は方法の重要な変更については、事前届出が必要とされています<sup>82</sup>。

また、電子決済等取扱業者は、電子決済等代行業の登録制<sup>83</sup>の例外として、届出を行うことにより、委託銀行に預金の口座を開設している自身の電子決済等取扱業に係る顧客のために当該委託銀行に係る電子決済等代行業を営むことができます<sup>84</sup>。

<sup>72</sup> 外国電子決済等取引業者とは、資金決済法に相当する外国の法令の規定により当該外国において電子決済等取引業者の登録と同種類の登録(当該登録に類するその他の行政処分を含みます。)を受けて電子決済手段等取引業を行う者又は当該外国の法令に準拠して 4 号業務に相当する行為を業として行う者をいいます(資金決済法 2 条 13 項)。

<sup>73</sup> 資金決済法 62 条の 6 第 1 項、電子決済手段等府令 12 条、13 条。

<sup>74</sup> 資金決済法 62 条の 7 第 1 項、62 条の 4 第 1 項 7 号。

<sup>75</sup> 資金決済法 62 条の 7 第 3 項、62 条の 4 第 1 項 8 号～10 号、電子決済手段等府令 19 条。

<sup>76</sup> 銀行法 52 条の 36 第 1 項。

<sup>77</sup> 銀行法 2 条 18 項、52 条の 60 の 3。

<sup>78</sup> 銀行法 2 条 15 項。

<sup>79</sup> 金融サービスの提供に関する法律 11 条 2 項、6 項。

<sup>80</sup> 外国電子決済等取扱業者とは、①銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において電子決済等取扱業者の登録と同種類の登録(当該登録に類するその他の行政処分を含みます。)を受けて電子決済等取扱業を営む者又は②当該外国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者をいいます(銀行法 2 条 19 項)。①は委託元が(銀行法上の)銀行である場合が、②は委託元が外国銀行(国内支店について銀行免許を有する場合はその在外本支店)である場合が、それぞれ想定されているものと考えられます。

<sup>81</sup> 銀行法 52 条の 60 の 6 第 1 項、銀行法施行規則 34 条の 63 の 6、34 条の 63 の 7。

<sup>82</sup> 銀行法 52 条の 60 の 7 第 1 項、52 条の 60 の 4 第 1 項 5 号、6 号、銀行法施行規則 34 条の 63 の 8 第 1 項。

<sup>83</sup> 銀行法 52 条の 61 の 2。

<sup>84</sup> 銀行法 52 条の 60 の 8。

(3) 行為規制

(i) 行為規制の全体像

電子決済手段等取引業者及び電子決済等取扱業者に適用のある行為規制は、大要、【図表 6】のとおりです。その中でも、とりわけ、外国電子決済手段の取扱いに関する措置(後述(ii))、分別管理の具体的な方法、預託禁止の例外要件など、実務上クリアすべき多くの課題があります。

【図表 6: 電子決済手段等取引業者及び電子決済等取扱業者の行為規制の概要】

行為規制	電子決済手段等取引業者			電子決済等 取扱業者
	電子決済手段関連業務		4号業務	
	電子決済手 段の交換等	電子決済手 段の管理		
①標識の掲示等 <sup>85</sup>		×		○
②名義貸しの禁止 <sup>86</sup>		○		○
③情報の安全管理 <sup>87</sup>	電子情報処理組織の安全管理措置		○	○
	個人顧客情報の安全管理措置等		○	○
	個人顧客情報の漏えい等の報告		○	○
	特別の非公開情報の取扱い		○	○
	顧客情報の使用に係る同意等		×	○
④委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置 <sup>88</sup>		○		○
⑤利用者・顧客 に対する説明・ 情報提供 <sup>89</sup>	発行者・委託元の業務との誤認防止		○	○
	電子決済手段の内容	○		×
	自身や取引に関する説明・情報提供		○	○
⑥その他の業 務運営に関する措置 <sup>90</sup>	利用者・顧客の保護及び業務の適正かつ確実な遂行のための体制整備		○	○
	犯罪行為の疑いによる取引の停止等		○	○
	オンライン取引における他の者との誤認防止		○	○
	オンライン取引における指図内容の確認・訂正		○	○
	不適切な電子決済手段を取り扱わないために必要な措置	○		×
	外国電子決済手段を取り扱う場合の措置	○		×
	電子決済手段の取引判断に影響を及ぼす重要な情報の管理	○		○?
	財務情報の公表		○	○
	電子決済手段の借入れを行う場合の措置	○		○?
	金銭の受領時の情報明示		×	○
	四半期ごとの取引記録の明示		×	○

<sup>85</sup> 銀行法 52 条の 60 の 9。

<sup>86</sup> 資金決済法 62 条の 9、銀行法 52 条の 60 の 10。

<sup>87</sup> 資金決済法 62 条の 10、電子決済手段等府令 22 条～25 条、銀行法 52 条の 60 の 11 第 2 項、銀行法施行規則 34 条の 63 の 15～34 条の 63 の 19。

<sup>88</sup> 資金決済法 62 条の 11、電子決済手段等府令 26 条、銀行法 52 条の 60 の 11 第 2 項、銀行法施行規則 34 条の 63 の 20。

<sup>89</sup> 資金決済法 62 条の 12、電子決済手段等府令 27 条～29 条、銀行法 52 条の 60 の 11、銀行法施行規則 34 条の 63 の 13、34 条の 63 の 14。

<sup>90</sup> 資金決済法 62 条の 12、電子決済手段等府令 30 条～32 条、銀行法 52 条の 60 の 11 第 2 項、銀行法施行規則 34 条の 63 の 21、34 条の 63 の 22。



行為規制	電子決済手段等取引業者			電子決済等 取扱業者
	電子決済手段関連業務		4号業務	
	電子決済手 段の交換等	電子決済手 段の管理		
約定価格、参考価格等の表示	○	×	×	×
最良執行方針	○	×	×	×
利益相反の防止のための情報管理・監視体制及び 方針の公表	○	×	×	×
不正な行為の防止	○	×	×	×
電子決済手段の管理に関する債務の全部を履行す ることができない場合の債務の履行に関する方針	×	○	×	×
利用者以外の者に発生した損失への対応方針	×	○	×	×
自主規制規則(自主規制団体に加入しない場合は これに準ずる内容の社内規則)への違反防止	○			○
社内規則等の制定及び当該社内規則等に基づく業 務運営のための体制整備	○			○
電子決済手段信用取引に関する行為規制	○	×	×	×
⑦誠実義務 <sup>91</sup>	×			○
⑧金銭等の預託の禁止とその例外 <sup>92</sup>	○			○
⑨利用者の電子決済手段の分別管理(利用者区分管理電子決済手段 信託又は利用者区分管理電子決済手段自己信託)と外部監査 <sup>93</sup>	×	○	×	×
⑩発行者・委託元との契約締結義務 <sup>94</sup>	○(発行者)		○(委託元)	○(委託元)
⑪紛争解決機関との契約締結義務等 <sup>95</sup>	○			○
⑫虚偽告知、断定的判断の提供等の禁止 <sup>96</sup>	×			○
⑬外貨建電子決済手段などの場合の金商法の行為規制の準用 <sup>97</sup>	○			○
⑭電子決済等代行業を営む場合の電子決済等代行業に係る行為規 制のみなし適用 <sup>98</sup>	×			○

また、電子決済手段の発行者である銀行等、資金移動業者又は特定信託会社がある発行する電子決済手段について電子決済手段関連業務を営む場合については、電子決済手段等取引業者に対する行為規制のみなし適用を受けます<sup>99</sup>。

<sup>91</sup> 銀行法 52 条の 60 の 12。なお、2023 年 4 月に第 211 回国会に提出され現在は継続審査中の金融商品取引法等の一部を改正する法律案が可決された場合には、その本体施行日からは、電子決済手段等取引業者も電子決済等取扱業者も、(顧客等の最善の利益を勘案した)誠実義務を負うこととなります(同法律案 3 条による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 2 条 1 項、2 項 7 号、8 号)。

<sup>92</sup> 資金決済法 62 条の 13、資金決済法施行令 19 条の 7、電子決済手段等府令 33 条～37 条、銀行法 52 条の 60 の 13、銀行法施行令 16 条の 8 の 2、銀行法施行規則 34 条の 63 の 23～34 条の 63 の 26。

<sup>93</sup> 資金決済法 62 条の 14、電子決済手段等府令 38 条、39 条。

<sup>94</sup> 資金決済法 62 条の 15、電子決済手段等府令 40 条、銀行法 52 条の 60 の 14、銀行法施行規則 34 条の 63 の 27。

<sup>95</sup> 資金決済法 62 条の 16、電子決済手段等府令 41 条、42 条、銀行法 52 条の 60 の 15、銀行法施行規則 34 条の 63 の 28。

<sup>96</sup> 銀行法 52 条の 60 の 16。

<sup>97</sup> 資金決済法 62 条の 17、資金決済法施行令 19 条の 8～19 条の 11、電子決済手段等府令 43 条～74 条、銀行法 52 条の 60 の 17、銀行法施行令 16 条の 8 の 3～16 条の 8 の 6、銀行法施行規則 34 条の 63 の 29～34 条の 63 の 60。

<sup>98</sup> 銀行法 52 条の 60 の 8 第 2 項。

<sup>99</sup> 資金決済法 62 条の 8 第 2 項、37 条の 2 第 2 項。

(ii) 外国電子決済手段の取扱いに関する措置

とりわけ重要な行為規制として、電子決済手段等取引業者が「外国電子決済手段」を取り扱う場合の追加的な規制が挙げられます。「外国電子決済手段」とは、外国において資金決済法、銀行法等<sup>100</sup>、兼営法又は信託業法に相当する外国の法令の規定により発行された電子決済手段をいいます<sup>101</sup>。電子決済手段等取引業者が外国電子決済手段を取り扱う場合には、以下のとおり、相当に重たい要件が課されています<sup>102</sup>。

まず、不適切な電子決済手段を取り扱わないために必要な措置として、外国電子決済手段については【図表 7-1】の各要件を満たすもののみを取り扱う必要があります<sup>103</sup>。なお、事務ガイドラインによれば、登録申請や取扱電子決済手段の追加の事前届出に際しては、①外国電子決済手段の発行者が、自ら又は第三者をして国内の一般利用者に対し電子決済手段の発行及び償還並びにその勧誘行為と評価される行為を行わないことについて説明が求められるとともに(前記 4.(4)(ii)参照)、②外国電子決済手段の取扱いが適法であること及びその発行が外国の法令上、適法であることについての説明並びに法律意見書及び関連する条文等の必要な資料の提出が求められます<sup>104</sup>。加えて、前記 4.(4)(i)で述べたとおり、金融庁は、外国銀行が発行する電子決済手段については慎重な検討が必要としています。

【図 7-1: 電子決済手段等取引業者が取り扱う外国電子決済手段が満たすべき要件】

項目	要件
発行者の現地規制上の属性	資金決済法又は銀行法に相当する外国の法令の規定により、資金移動業者の登録若しくは銀行免許と同等の登録若しくは免許(当該登録又は免許に類するその他の行政処分を含みます。)を受け、又は特定信託会社の届出と同等の届出をし、当該外国電子決済手段を発行することを業として行う者により発行されているものであること。
現地規制に基づく資産の管理と外部監査	当該外国電子決済手段を発行する者が当該外国電子決済手段を償還するために必要な資産を資金決済法、銀行法、兼営法又は信託業法に相当する外国の法令の規定により管理しており、かつ、当該管理の状況について、当該外国電子決済手段の発行が行われた国において公認会計士の資格に相当する資格を有する者又は監査法人に相当する者による監査を受けていること。
犯罪の疑いによる発行者による取引停止等	捜査機関等から当該外国電子決済手段に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該外国電子決済手段を発行する者において、当該外国電子決済手段に係る取引の停止等を行う措置を講ずることとされていること。

さらに、外国電子決済手段を取り扱う電子決済手段等取引業者は、【図表 7-2】に記載する措置その他の利用者の保護及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に必要な措置を講ずるものとされており<sup>105</sup>、資金移動業者が発行する電子決済手段の場合との同等性確保が求められているものと考えられます。

<sup>100</sup> 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法をいいます。資金決済法 2 条 31 項。

<sup>101</sup> 電子決済手段等府令 30 条 1 項 5 号。

<sup>102</sup> [金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」報告書](#) 25 頁(注 87)及び 26 頁以下では、国内において発行者の拠点や資産保全等がなされることを求める必要があるとの考え方が示されていましたが、資金決済法上、外国電子決済手段の発行者が国内に拠点を有することまでは求められていません。

<sup>103</sup> 資金決済法 62 条の 12、電子決済手段等府令 30 条 1 項 5 号。

<sup>104</sup> 電子決済手段等取引業者ガイドライン III-2-1(1)③。

<sup>105</sup> 資金決済法 62 条の 12、電子決済手段等府令 30 条 1 項 6 号、電子決済手段等事務ガイドライン I-1-2-3(2)。

【図表 7-2: 電子決済手段等取引業者がその取り扱う外国電子決済手段について講ずるべき措置】

項目	措置の内容	事務ガイドラインの示す具体的内容
デベッグ時の価値の保全	<p>外国電子決済手段について、当該外国電子決済手段を発行する者がその債務の履行等を行うことが困難となった場合その他当該外国電子決済手段の価値が著しく減少した場合に、当該電子決済手段等取引業者が、利用者(国内にある利用者と国外にある利用者とを区分することができる場合にあっては、国内にある利用者。以下この項目において同じ。)のために管理をする当該外国電子決済手段について、当該債務の履行等が行われることとされている金額と同額で買取りを行うことを約する措置及び当該買取りを行うために必要な資産の保全その他これと同等の利用者の保護を確保することができる合理的に認められる措置</p> <p>(※1)事務ガイドラインによると、利用者に対する説明・情報提供<sup>106</sup>として、電子決済手段等取引業者が電子決済手段を買取る場合の手続及び当該買取りに必要な資産保全等の説明及び情報提供を行うこととしていることも必要</p> <p>(※2)この措置を講ずる場合、発行者との契約締結義務(前記【図表 6】⑩)は適用除外<sup>107</sup></p>	<p>例えば、履行保証金保全契約<sup>108</sup>又は履行保証金信託契約<sup>109</sup>と同等の契約を締結する方法による保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な資産の算定及び保全にあたっては、毎営業日ごとにこれを算定し、不足が生じた日の翌日から起算して2営業日以内に不足を解消することが考えられる。</li> <li>・当該債務の履行等が行われることとされている外貨ではなく、円貨で必要な資産の保全その他これと同等の利用者の保護を確保することができる合理的に認められる措置を行う場合には、為替相場の変動のリスクを踏まえて、例えば、不足額が生じないよう保全額の算出方法を定めること等が必要</li> </ul>
管理・移転可能な金額の制限	<p>利用者(電子決済手段等取引業者等を除く。)のために外国電子決済手段の管理をすること(当該利用者の外国電子決済手段を移転するために管理をすることを含む。)及び移転をすること(電子決済手段の交換等に伴うものを含む。)ができる金額が、当該電子決済手段等取引業者が資金移動業者の発行する電子決済手段(第二種資金移動業に係るものに限る。)を取り扱う場合と同等の水準となることを確保するために必要な措置</p>	<p>下記の両方の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子決済手段等取引業者が利用者の指図により外国電子決済手段を移転する場合(電子決済手段等取引業者が管理しないウォレットに移転する場合を含み、電子決済手段の交換等に伴うものを含みます。)において、その1回当たりの移転可能額を100万円以下に限定する措置</li> <li>・電子決済手段等取引業者が管理する利用者の外国電子決済手段の金額が、1人当たり100万円を超える場合において、電子決済手段等取引業者が管理する電子決済手段のうち、その移転がなされる蓋然性が低いと判断されるものについては、その利用者の外国電子決済手段の買取りその他当該利用者が当該外国電子決済手段を保有しないための措置</li> </ul>

#### (4) 犯収法上の規制

電子決済手段等取引業者及び電子決済等取扱業者は、いずれも犯収法上の特定事業者です<sup>110</sup>、電子決済手段等取引業者とみなされる電子取引手段の発行者(前記 5.(3)(i)参照)たる特定事業者<sup>111</sup>と同様、同法上の AML/CFT 規制に服することとなります。

<sup>106</sup> 資金決済法 62 条の 12、電子決済手段等府令 28 条 2 項 4 号～6 号、29 条 1 項 10 号。

<sup>107</sup> 資金決済法 62 条の 15、電子決済手段等府令 40 条 1 項。

<sup>108</sup> 資金決済法 44 条。

<sup>109</sup> 資金決済法 45 条 1 項。

<sup>110</sup> 犯収法 2 条 2 項 31 号の 2、31 号の 3。

<sup>111</sup> 犯収法 2 条 2 項 1 号～15 号、25 号、31 号。



(i) 取引時確認、記録の作成・保存、疑わしい取引の届出、体制整備等

電子決済手段等取引業者(電子決済手段等取引業者とみなされる電子取引手段の発行者たる特定事業者を含みます。以下この(4)において同じ。)及び電子決済等取扱業者は、通常の特定事業者と同様に、顧客の取引時確認、確認記録・取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出、取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置その他一定の体制整備に係る措置が義務づけられます<sup>112</sup>。

通常、取引時確認義務が必要となる犯収法上の「対象取引」のうち、電子決済手段等取引業又は電子決済等取扱業に特有のものは【図表 8】のとおりです<sup>113</sup>。

【図表 8: 犯収法上の対象取引のうち、電子決済手段等取引業又は電子決済等取扱業に特有のもの】

業務		対象取引
電子決済手段等取引業に係る業務	電子決済手段関連業務	電子決済手段の交換等
		電子決済手段の交換等(10万円超の場合)
	4号業務	電子決済手段の管理
		電子決済手段取引業に関し管理する顧客等の電子決済手段を当該顧客の依頼に基づいて移転させる行為(10万円超の場合)
電子決済取扱業に係る業務		デジタルマネーに係る未達債務の残高の増減を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結
		デジタルマネーに係る未達債務の残高を減少させる行為(10万円超の場合)
		デジタルマネーに係る預金残高の増減を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結
		デジタルマネーに係る預金残高を減少させる行為(10万円超の場合)

(ii) 外国所在電子決済手段等取引業者とのコルレス契約締結に関する措置

FATF 勧告 13 を踏まえ、電子決済手段等取引業者については、外国所在電子決済手段等取引業者(外国に所在して電子決済手段関連業務と同種類の業務を行う者)との間で、電子決済手段(特定信託受益権を除きます。)の移転(電子決済手段の交換等に伴うものを除きます。)を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、当該業者について一定の事項の確認が求められます<sup>114</sup>。

また、そのような契約を締結して電子決済手段の移転を行う場合には追加の措置を講ずることが求められます<sup>115</sup>。

(iii) トラベル・ルール

FATF 勧告 16(いわゆるトラベル・ルール)を踏まえ、電子決済手段等取引業者は、①顧客の依頼を受けて、他の電子決済手段等取引業者等(電子決済手段等取引業者又は外国電子決済手段等取引業者(電子決済手段に関するトラベル・ルールが法令で定められていない国・地域として指定される国・地域<sup>116</sup>に所在するものを除きます。)をいいます。)に管理を委託する顧客に対し

<sup>112</sup> 犯収法 4 条、6 条～8 条、11 条。

<sup>113</sup> 犯収法施行令 7 条 1 項 1 号タ～ラ。

<sup>114</sup> 犯収法 10 条の 2、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯収法施行規則」といいます。)31 条の 2、31 条の 3。

<sup>115</sup> 犯収法 11 条 4 項、犯収法施行規則 32 条 5 項。

<sup>116</sup> 一定の国・地域(アメリカ合衆国、アルバニア、イスラエル、カナダ、ケイマン諸島、ジブラルタル、シンガポール、スイス、セルビア、大韓民国、ドイツ、バハマ、バミューダ諸島、フィリピン、ベネズエラ、香港、マレーシア、モーリシャス、リヒテンシュタイン及びルクセンブルク)以外の本邦の域外にある国・地域として指定されています(犯収法施行令 17 条の 2、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域を定める件(令和 5 年金融庁・財務省告示 2 号))。

て電子決済手段(特定信託受益権を除きます。以下この(iii)において同じ。)の移転(電子決済手段の交換等に伴うものを除きます。以下この(iii)において同じ。)を行い、又は他の電子決済手段等取引業者等に当該移転の委託を行う場合、依頼人及び受取人に関する一定の事項の通知をすることが求められるとともに、②他の電子決済手段等取引業者等から同様に(犯収法又は外国法上のトラベル・ルールに基づいて)通知を受けて電子決済手段の移転の委託又は再委託を受けて当該移転又はその再委託を行う場合にも同様の通知をすることが求められます<sup>117</sup>。

他方、電子決済手段等取引業者は、電子決済手段に関するトラベル・ルールが法令で定められていない国・地域として指定される上記の国・地域に所在する外国電子決済手段等取引業者との間で又は電子決済手段等取引業者等の管理しないウォレット(いわゆるアンホステッド・ウォレット)との間で電子決済手段の移転が行われるような場合には、上記の通知義務は課せられません。もっとも、そのような場合であっても、通知事項に相当する事項(顧客に対する移転を受け、又は移転の委託若しくは再委託を受けた場合は、当該電子決済手段等取引業者の知り得た事項に限ります。)を取引記録に記載する必要がありますし<sup>118</sup>、当該移転に係る取引の相手方の属性の調査・分析、当該取引の ML リスクの調査、及び当該移転に係る最初の移転元及び最後の移転先の名義その他の当該移転に関する情報の収集を行うことが求められます<sup>119</sup>。

## (5) 外為法上の規制

### (i) 支払等に関する適法性確認義務及び本人確認義務

外為法上、電子決済手段等取引業者(電子決済手段等取引業者とみなされる電子取引手段の発行者(前記 5.(3)(i)参照)を含みます。以下この(5)において同じ。)や電子決済等取扱業者を含む「電子決済手段等取引業者等」は、その顧客の支払等(支払又は支払の受領)に係る「電子決済手段等の移転等」(その内容は【図表 9】記載のとおり)を行う場合、当該支払等に関する外為法上の経済制裁措置を遵守していることの確認(適法性確認)が求められるほか<sup>120</sup>、本人確認を行い、本人確認記録を作成・保存することが求められています<sup>121</sup>。

【図表 9:「電子決済手段等取引業者等」の類型ごとの「電子決済手段等の移転等」】

電子決済手段等取引業者等の類型	電子決済手段等の移転等とされる行為
電子決済手段等取引業者	電子決済手段の移転であって、その顧客が次に掲げる者のいずれかとの間で行う支払等(①②については本邦から外国へ向けた支払を除く。)に係るもの ①当該電子決済手段取引業者に電子決済手段の管理を委託している他の顧客 ②他の電子決済手段取引業者に電子決済手段の管理を委託しているその顧客 ③外国電子決済手段等取引業者に暗号資産の管理を委託しているその顧客 デジタルマネーに係る未達債務の残高の増減
電子決済等取扱業者	デジタルマネーに係る預金残高の増減
暗号資産交換業者	暗号資産の移転であって、その顧客が次に掲げる者のいずれかとの間で行う支払等(①②については本邦から外国へ向けた支払を除く。)に係るもの ①当該暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している他の顧客 ②他の暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託しているその顧客 ③外国暗号資産交換業者 <sup>122</sup> に暗号資産の管理を委託しているその顧客

<sup>117</sup> 犯収法 10 条の 3、犯収法施行規則 31 条の 4。

<sup>118</sup> 犯収法施行規則 24 条 8 号ハ及びニ。

<sup>119</sup> 犯収法 11 条 4 項、犯収法施行規則 32 条 6 項。

<sup>120</sup> 外為法 17 条の 4、17 条。

<sup>121</sup> 外為法 18 条の 6 第 1 項、18 条、18 条の 3。

<sup>122</sup> 資金決済法 2 条 17 項。

また、電子決済手段等取引業者又は電子決済等取扱業者によるデジタルマネーに係る未達債務又は預金残高の増減が行われる場合、当該デジタルマネーを発行する資金移動業者又は銀行は、適法性確認義務及び本人確認義務を負わないものとされています<sup>123</sup>。

## (ii) 資本取引に関する規制

外為法は、一定の取引又は行為を資本取引と定義し<sup>124</sup>、経済制裁措置<sup>125</sup>、(電子決済手段等取引業者及び電子決済等取扱業者を含む)金融機関等の本人確認義務<sup>126</sup>、(対外直接投資の場合の)事前届出<sup>127</sup>及び事後報告<sup>128</sup>の対象としています。

電子決済手段又は暗号資産(以下「**電子決済手段等**」といいます。 )に関する一定の取引(居住者と非居住者との間の①電子決済手段等の管理に関する契約、②電子決済手段等の貸借契約又は電子決済手段等に移転する義務の保証契約、又は③電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換に関する契約に基づく、当該電子決済手段の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引)についても資本取引とみなされ<sup>129</sup>、上記の規制の対象とされています。


## (iii) 外国為替取引等取扱業者遵守基準

2024年4月1日より、外為法上、電子決済手段等取引業者や電子決済等取扱業者を含む「外国為替取引等取扱業者」は、外為法上の支払等又は資本取引に係る適法性確認に関し、一定の基準(「外国為替取引等取扱業者遵守基準」)を遵守して体制を整備することが求められることとなります<sup>130</sup>。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>123</sup> 外為法 17 条の 4 第 2 項、18 条の 6 第 2 項。

<sup>124</sup> 外為法 20 条。

<sup>125</sup> 外為法 21 条、22 条、24 条、24 条の 2。

<sup>126</sup> 外為法 22 条の 2、22 条の 3。

<sup>127</sup> 外為法 23 条。

<sup>128</sup> 外為法 55 条の 3、55 条の 4。

<sup>129</sup> 外為法 20 条の 2。

<sup>130</sup> FATF 勧告対応法 2 条による改正後の外為法 55 条の 9 の 2 第 1 項、外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令。